

公的統計の整備に関する基本的な計画

(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定) (抜粋)

別紙

1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備

(1) 引き続き基幹統計として整備する統計

府省名	統計名
総務省	住宅・土地統計、労働力調査、小売物価統計（消費者物価指数を含む。）、家計調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査、就業構造基本調査、全国消費実態統計、全国物価統計、社会生活基本統計、経済構造統計
財務省	法人企業統計
文部科学省	学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査
厚生労働省	人口動態調査、毎月勤労統計調査、医療施設統計、患者調査、賃金構造基本統計、国民生活基礎統計
農林水産省	農林業構造統計、作物統計、海面漁業生産統計、漁業センサス、農業経営統計
経済産業省	工業統計調査、商業統計、ガス事業生産動態統計、石油製品需給動態統計、商業動態統計調査、特定サービス産業実態統計、経済産業省特定業種石油等消費統計、経済産業省企業活動基本統計
国土交通省	港湾調査、建築着工統計、建設工事統計、自動車輸送統計、内航船舶輸送統計、法人土地基本統計

(注) 法定されている国勢統計及び下記(2)～(4)の統計を除く。